

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和 8 年 6 月 26 日付け令和 8 年夕張市告示第 89 号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

### 1. 契約担当者等

支出負担行為担当者 夕張市長 厚 谷 司

### 2. 入札に関する事項

#### (1) 契約の目的及び契約名称

令和 8 年度 指揮広報車

#### (2) 契約の目的の仕様等

別紙仕様書による。

#### (3) 履行場所

夕張市清水沢宮前町 20 番地 夕張市消防本部

### 3. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 市が行う一般競争入札の参加者の資格を有し、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

### 4. 条件付一般競争入札参加者の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和 8 年 6 月 26 日（金）から令和 8 年 7 月 10 日（金）まで（ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）により定められた祝日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 申請の方法 条件付一般競争入札参加申請書の提出

ウ 申請書類の提出先 夕張市消防本部総務課管理係

エ 申請書類の提出方法 持参又は郵送とする。(郵送の場合は、令和8年7月10日(金)午後5時必着とする。)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5. 契約条項を示す場所

夕張市消防本部総務課管理係

6. 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 夕張市清水沢宮前町20番地 夕張市消防本部 研修室

(2) 入札日時 令和8年7月17日(金)午前10時00分

(3) 開札場所 (1)と同じ。

(4) 開札日時 (2)と同じ。

7. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

夕張市契約規則第6条第2号により免除。

(2) 契約保証金

夕張市契約規則第25条第3号により免除。

8. 送付による入札の可否

認めない。

9. 契約書作成の要否

要

10. その他

(1) 最低制限価格

この入札は、政令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していない。

(2) 予定価格の公表

予定価格の公表はしない。

(3) 無効入札

開札において、3に規定する資格を有しない者のした入札、夕張市契約規則第11条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

政令第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、すべての入札金額が夕張市契約規則第 9 条の規定により定めたそれぞれの予定価格の範囲内で最低の者（有効な入札に限る。）を落札者とする。

(5) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 厘未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。（税抜価格）

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 夕張市消防本部総務課管理係

イ 所在地 〒068-0534 夕張市清水沢宮前町 20 番地

(7) 前金払

前金払いはしない。

(8) 概算払

概算払いはしない。

(9) 部分払

部分払いはしない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札結果の公表

入札結果は公表する。

(13) その他

この説明書のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。